

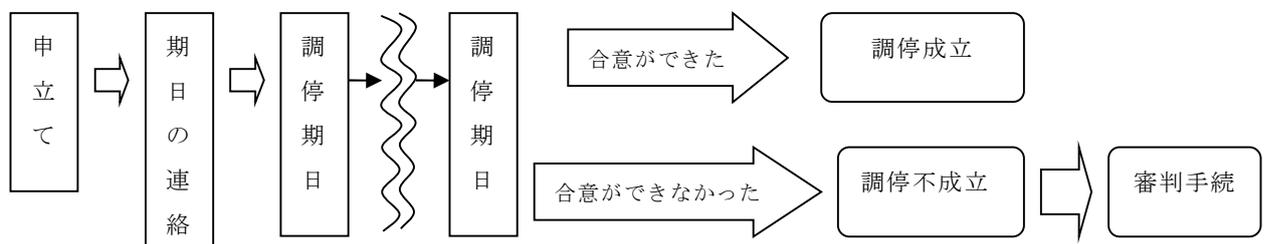
<遺産分割調停を申し立てる方へ>

1 概要

亡くなられた方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。この調停では、申立人となっていない相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方（ら）から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての意見を聴き、解決のための必要な助言を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

調停手続の流れは、下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話を聞きながら話し合いを進めていきます。



話し合いがまとまらず調停が不成立となった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産と確定された財産について、その評価額を基に、財産の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、分割の審判をすることになります。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。

ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出された場合には、その家庭裁判所でも申し立てることができます。

3 申立てに必要な費用

② 収入印紙：被相続人1人につき、1200円分

② 連絡用郵便切手：相手方の人数×880円分（140円×1枚、100円×2枚、84円×5枚、50円×1枚、10円×6枚、5円×2枚）+1円×10枚（固定）

4 申立て時や調停進行中の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

次の書類を必ず提出していただきます。

① 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分

→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）及び申立人用の控えを作成してください。

② 事情説明書1通

③ 送達場所の届出書1通

④ 被相続人との関係を証するもの（戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本の各写し）

ア 共通

(ア) 被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本

(イ) 相続人全員の戸籍謄本

(ウ) 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がいる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本

(別紙様式1の1)

イ 相続人が、被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合

被相続人の直系尊属に死亡している者（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る）がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

ウ 相続人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合

(ア) 相続人の父母の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本

(イ) 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

(ウ) 被相続人の兄弟姉妹に死亡している者がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本

(エ) 代襲者としてのおいめいに死亡している者がいる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍謄本

⑤ 被相続人の戸籍附票（又は住民票除票）の写し

⑥ 相続人全員の戸籍附票（又は住民票）の写し

⑦（遺産に不動産があるとき）不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書の各写し

⑧（作成されているとき）遺言書の写し、遺産分割協議書の写し、一部分割の審判書の写し、一部分割の調停調書の写し

※ 自筆証書遺言がお手元にあり、かつ、検認を行っていない場合には、別途、家庭裁判所で遺言書検認の手続きを行ってください。

⑨ 遺産に属する物又は権利に関する資料の写し(コピー)

→ 相続税申告書、預貯金の通帳・証書・残高証明書、有価証券・投資信託に関する取引口座の残高報告書、不動産評価額の査定書、預貯金債権の単独行使の内容が分かる金融機関発行の証明書等など、遺産の内容や評価額が分かるもの。

※ 戸籍謄本等の証明書類は、調停申立てから3か月以内に発行されたものを提出してください。

【例外：法定相続情報一覧図を提出される場合】

申立て時の提出書類のうち、④については、法定相続情報一覧図のほかにはア(イ)を提出いただくだけで結構です。⑤については、ご提出は不要です。

(2) 調停進行中の提出書類等

事案に応じて、申立て時の提出書類以外の書類等を提出していただくことがあります。

(3) 提出方法

書類の提出方法については、「書類の提出とマスキング方法」をご確認ください。

(4) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかったりした書類等であっても、閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

注 意 書

1 申立書は、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、その写しを、他方当事者に送付します。提出の際には、他方当事者への送付用として申立書の写し（コピー）も提出してください（写しは、他方当事者の人数分だけの部数が必要となります。）。

上記のとおり、申立書の写しを他方当事者に送付しますので、申立人の住所を他方当事者に知られると、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある場合は、申立書には他方当事者に知られてもよい場所（同居中の住所など）を記載してください（ただし、裁判官の判断により、現在の住所の申告を求めることがあります）。他方当事者の住所は他方当事者が実際に住んでおられる住所を記載してください。

2 事情説明書は、他方当事者から申請があれば、原則として、他方当事者に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。

3 送達場所の届出書は、裁判所から書類を送付する場所を記載してください。申立書の記載の住所と別の場所にすることも可能です。なお、他方当事者に知られることで社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのあるような場所は、できるだけ避けてください。どうしてもその場所しかない場合は、必ず、「非開示の希望申出書」欄を記載してください。

4 連絡先（電話番号）届出書は、調停を円滑に進めるために記載していただきます。裁判所限りの書面ですので、他方当事者に見られることはありません。

5 その他の提出された書類については、他方当事者から申請があれば、原則として、他方当事者に見せたり、コピーをとらせたりします。提出される書類で、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある情報は、自分でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。また、自ら作成する書面に、そのような情報を記載しないようにしてください。

6 マスキングもされず、非開示希望申出書も添付されていない書面について、裁判

所が、他方当事者に知られると社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれのある情報が記載されているかを確認することはありませんし、他方当事者から申請があれば、原則として、他方当事者に見せたり、コピーをとらせたりします。そのような情報は自分で管理し、他方当事者に知られることのないように十分注意してください。

- 7 申立人又はその法定代理人を特定する事項については、他方当事者に知られることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合、秘匿申立て又は非開示希望の申出をすることができます。秘匿申立てには、別途手数料等が必要となります。

秘匿申立て又は非開示希望の申出について、詳しくは書記官にお尋ねください。

事情説明書(遺産分割)

この書類は、申立ての内容に関する事項を記載していただくものです。お手数ですが、申立書と重複した内容があっても、あてはまる事項にチェックを付け(複数可)、必要事項を記入の上、申立書とともに提出してください。
なお、この書類は、原則、相手方には送付しませんが、相手方から申請があれば、閲覧やコピーが許可されることがあります。

(代理人弁護士の方へ) 本書面は、申立人本人作成、代理人作成のいずれでもかまいません。

| | |
|---|--|
| 第1 遺産分割の前提となる問題についてお聞きします。 | |
| 1【遺言書】 被相続人の遺言書はありましたか？ | <input type="checkbox"/> 遺言書はなかった。 <input type="checkbox"/> 公正証書による遺言書があった。 <input type="checkbox"/> 自筆証書による遺言書があった。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> 分からない。 |
| | ※ 裁判所による遺言書の検認は受けましたか？ <input type="checkbox"/> 検認を受けた。 (家庭裁判所 支部 平成・令和 年(家)第 号) <input type="checkbox"/> まだ検認を受けていない。 |
| ※ 自筆証書遺言をお持ちで裁判所の検認が未了の場合には、別途、検認の手続を行っていただく必要があります(遺言は未開封のまま手続を行ってください。) ※ 公正証書遺言又は検認済みの自筆証書遺言をお持ちの方は、申立ての際に、その写しを提出してください。 | |
| 2【遺産分割協議】 相続人間で遺産分割協議の話がまとまりましたか？ | <input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いがまとまった。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> 遺産分割を話し合ったがまとまらなかった。 <input type="checkbox"/> 遺産分割について話し合っていない。 |
| | ※ 遺産分割協議書を作りましたか？ <input type="checkbox"/> はい。 <input type="checkbox"/> いいえ。 |
| ※ 遺産分割協議書をお持ちの方は、申立ての際に、その写しを提出してください。 | |
| 3【事前の遺産の一部分割】 この申立てまでに、被相続人の遺産の一部のみを対象として、分割をしたことがありますか？ | <input type="checkbox"/> はい。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> いいえ。 |
| | ※ 分割の際にどのような書面を作りましたか？ <input type="checkbox"/> 裁判所の審判書又は調停調書(裁判所： 家庭裁判所 支部) (事件番号：平成・令和 年(家)第 号) <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> その他 |
| ※ 一部分割の内容が分かる審判書、調停調書等をお持ちの方は、第1回期日の1週間前までに、その写しを裁判所宛に持参、郵送又はファクシミリ(011-222-7550)の方法により提出してください。 | |
| 4【事前の預貯金債権の行使】 この申立てまでに、民法第909条の2に基づいて預貯金債権を単独で行使した相続人はいますか？ | <input type="checkbox"/> はい。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> いいえ。 |
| | ※ 権利行使の内容が分かる文書がありますか？ <input type="checkbox"/> はい。 (金融機関発行の証明書等 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> いいえ。 |
| ※ 事前の預貯金債権の行使の内容が分かる文書(金融機関発行の証明書等)をお持ちの方は、第1回期日の1週間前までに、その写しを裁判所宛に持参、郵送又はファクシミリ(011-222-7550)の方法により提出してください。 | |

| | |
|--|--|
| <p>5【相続人の範囲】</p> <p>誰が相続人なのか明らかですか？</p> | <p><input type="checkbox"/> 明らかである（申立書の当事者目録のとおりである。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 明らかでない。 （その人の氏名 <input type="text"/> ） （その人と被相続人との関係 <input type="text"/> ） （明らかでない理由 <input type="text"/> ）</p> |
| <p>6【相続人の判断能力】</p> <p>相続人の中に、認知症や精神障害などがあり、ご自身で物事を判断することが困難な方はいますか？</p> | <p><input type="checkbox"/> いない。</p> <p><input type="checkbox"/> いる。（相続人名 <input type="text"/> ） ⇒下記 ※へ</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p> <p>※ 家庭裁判所で後見人等を選任しましたか？</p> <p><input type="checkbox"/> 選任した。 （ <input type="text"/> 家庭裁判所 <input type="text"/> 支部 平成・令和 <input type="text"/> 年（家）第 <input type="text"/> 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 選任していない。</p> |
| <p>7【相続人の行方不明】</p> <p>相続人の中に、行方不明の方はいますか？</p> | <p><input type="checkbox"/> いない。</p> <p><input type="checkbox"/> いる。（相続人名 <input type="text"/> ） ⇒下記 ※へ</p> <p>※ 家庭裁判所で不在者財産管理人を選任しましたか？</p> <p><input type="checkbox"/> 選任した。 （ <input type="text"/> 家庭裁判所 <input type="text"/> 支部 平成・令和 <input type="text"/> 年（家）第 <input type="text"/> 号）</p> <p><input type="checkbox"/> 選任していない。</p> |
| <p>8【遺産の範囲】</p> <p>遺産かどうかはつきりしないものがありますか？</p> | <p><input type="checkbox"/> 遺産目録のとおりである。</p> <p><input type="checkbox"/> 概ね遺産目録のとおりだが、他に遺産かもしれないものがある。 それは、次のものです。</p> <p>[<input type="text"/>]</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産の管理者（管理状況）は次のとおりである。 <input type="checkbox"/> 遺産目録の備考欄のとおりです。 <input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 相手方（ <input type="text"/> ） <input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ） <input type="checkbox"/> 分からない。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>第2 被相続人についてお聞きします。</p> | |
| <p>1 被相続人の死亡原因と死亡までの状態（入院していたとか寝たきりであったなど）をお書きください。</p> | <p>死亡原因（ <input type="text"/> ）</p> <p>年 月まで（ <input type="text"/> ）</p> <p>年 月まで（ <input type="text"/> ）</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p> |
| <p>2 被相続人と同居していた相続人はいますか？</p> | <p><input type="checkbox"/> いない。</p> <p><input type="checkbox"/> いる。（相続人 <input type="text"/> 期間 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> か月）</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p> |
| <p>3 被相続人の身の回りの面倒を見ていた方はいますか？</p> | <p><input type="checkbox"/> いない。</p> <p><input type="checkbox"/> いる。（氏名 <input type="text"/> 期間 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> か月）</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p> |
| <p>4 被相続人はどのように生計を立てていましたか？</p> | <p><input type="checkbox"/> 自己の収入で生計を立てていた。</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人（ <input type="text"/> ）が扶養していた。</p> <p><input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）</p> <p><input type="checkbox"/> 分からない。</p> |

| | |
|---|---|
| 5 被相続人の生前、 同人から不動産や多 額の金銭の贈与を受 けた相続人はいます か？ | <input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(相続人 内容) <input type="checkbox"/> 分からない。 |
| 6 被相続人に債務が ありますか？ | <input type="checkbox"/> ない。 <input type="checkbox"/> ある。(内容 残債務額) <input type="checkbox"/> 分からない。 |

| | |
|---|---|
| 第3 今回の申立てについてお聞きします。 | |
| 1 調停を申し立てる までのいきさつを教 えてください。 (該当するもの全て にチェックしてくだ さい。) | <input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いをした。 ⇒下記 ※へ <input type="checkbox"/> 遺産分割の話合いをしなかった。 (理由) ※ なぜ話合いがまとまらなかったと思いますか？ *複数回答可 <input type="checkbox"/> 【遺言書の有効性】を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 【遺産分割協議書の有効性】を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 【相続人の範囲】を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 【遺産の範囲】を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 【遺産の評価額】を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 感情的に対立してしまい、話にならなかったから。 <input type="checkbox"/> 話合いに応じなかったり、避けたりしている相続人がいるから。 <input type="checkbox"/> 被相続人の債務や税金・葬儀費用等の分担を巡って争いになってしまった から。 <input type="checkbox"/> 使途不明金など過去の管理状況を巡って争いになってしまったから。 <input type="checkbox"/> 遺産を独占しようとしたり、法定相続分を超える遺産を取得しようとした りする相続人がいたから。 <input type="checkbox"/> 代償金をいくら払うかで揉めたから。 (他の相続人の希望) <input type="checkbox"/> 誰が何を取得するかで揉めたから。 (他の相続人の希望) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 分からない。 |
| 2 主に争いがあるの は、どの相続人(も しくはグループ)の 間ですか？ | <input type="checkbox"/> 分からない。 <input type="checkbox"/> () 対 () 対 () ※ 調停期日の際、上記グループごとに分けて事情聴取すべき理由はありますか。 <input type="checkbox"/> ない。 <input type="checkbox"/> ある。(理由) |
| 【この欄は、申立ての 趣旨が一部分割申立て の場合に記入してくだ さい。】 3 遺産の一部の分割 を求める理由をお書 きください。 | 【理由】 [] |

第4 分割方法についてお聞きします。

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>あなたの希望する分割方法についてお書きください。</p> | <p><input type="checkbox"/> 現物の取得を希望する。(遺産目録の番号をお書きください。)</p> <p>(不動産の評価額は、<input type="checkbox"/> 固定資産税評価額 <input type="checkbox"/> 査定書 を基準としたい。</p> <p><input type="checkbox"/> 後日、簡易査定を行う。<input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>【土地】番号 【建物】番号 【 】番号</p> <p>取得を希望する理由：</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭で欲しい。</p> <p>(<input type="checkbox"/> 法定相続分に応じて分配して欲しい。 <input type="checkbox"/> 不動産を換価したい。)</p> <p><input type="checkbox"/> まだ決めていない。</p> |
|---------------------------------|--|

第5 その他(自由記載欄) ※ 第1ないし第4のほか、参考となる事項があればお書きください。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

ふりがな
令和 年 月 日 申立人 _____ 印

送達場所の届出書

★記名押印のうえ、太枠内部を記載（該当する□にチェック）してください。

令和 年 月 日

氏名 印

届け出た場所で送達ができなかった場合、あなたに書類が現実に届かないまま手続が進行する可能性がありますので、届出場所は慎重に選んでください。

| | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 申立書記載の住所でよい。 | <input type="checkbox"/> 秘匿事項届出書記載の住所と同じ。 <small>※秘匿決定の申立てを行っている方以外はチェックしないでください。</small> |
| <input type="checkbox"/> それ以外の送達場所を指定する（以下に記入してください。）。 | |
| 〒 - | |
| この送達場所は | <input type="checkbox"/> 現住所・居所 |
| | <input type="checkbox"/> 自分が住んでいない住所→受け取ってくれる人を下の送達受取人欄に必ず記載してください。 (送達受取人：) |
| | <input type="checkbox"/> 勤務先の住所（勤務先名：) |
| <small>(注意) 届出場所が変更になった場合、変更の届出をしないと、変更前の届出場所に郵便が送られ、送達が完了したことになる場合がありますので、必ず「送達場所の変更届出書」を提出してください。</small> | |

上記記載のうち、他方当事者に知られることで、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生じるような情報がありますか。

- ありません。→記載終了です。
- あります。 →下記のとおり非開示希望の申出をします。

他方当事者に知られることで、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障があるという部分に、マーカー等で色付けして特定してください。

非開示希望の申出書

上記送達場所の届出書に記載した内容のうち、マーカー等で色付けした部分については、他方当事者に非開示とすることを希望します。

非開示を希望する理由（具体的に記載してください。）

| |
|--|
| |
| |
| |
| |
| |

※裁判所記入部

非開示と 扱う・扱わない 令和 年 月 日 裁判官印

連絡先（電話番号）届出（申立人用）

この書面は、調停を進めるため裁判所からあなたに対して、連絡をする際に利用するものです。
申立ての際に提出してください。

なお、これは他方当事者に見せることのない書面です。

| | | | |
|---|------|---|---|
| 平日昼間に連絡の とれる電話番号 | 【携帯】 | — | — |
| | 【自宅】 | — | — |
| あなたに電話をかける際には <input type="checkbox"/> 携帯優先 <input type="checkbox"/> 自宅優先 | | | |

令和 年 月 日 申立人 _____ 印

書類の提出とマスキング方法

提出書面の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、相手からの希望があると、相手にお見せしたり(「閲覧(えつらん)」と言います。)、コピーを認める(「謄写(とうしゃ)」と言います。)こととなりますので、ご注意ください。

主張書面を提出するときの注意点

記載例

令和○年(家イ)第○○○○号

令和○年○月○日

主 張 書 面

札幌家庭裁判所 調停○係

宛

(氏 名) ⑥

1 離婚について

.....
.....
.....

2 子の親権について

.....
.....
.....

3 財産分与について

.....
.....
.....

A4の用紙に記載してください。

ここに、主張(言い分・意見・希望など)を記載してください。

相手に見られることで社会生活を営むのに著しい支障が生ずる情報は記載しないでください。

この部分は、としろとして3センチ程度空けておいてください。

資料(証拠)を提出するときの注意点

- 主張の裏付けになる資料(証拠)は、**原本は提出しないで、必ずコピーを提出してください。**
- 資料の原本の大きさに関わらず、A4の用紙にコピーをとってください(余白が大きくてもかまいません。)。資料の原本がA4より大きい場合は、A3の用紙にコピーをとってください。

●【重要!】

提出する書面は、相手に渡すことを前提に作成してください。

相手に見られることで社会生活を営むのに著しい支障の生ずる情報が記載されている場合、マイナンバーが記載されている場合は、**コピーを取り、コピーの該当部分を黒く塗りつぶした上で再度コピーして、読めない状態にしてから提出してください。**※単にマスキングテープを貼付しただけのものは提出できません。※原本には手を加えないでください。

裏面もご覧ください

